



第133回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年5月26日（木曜日）午前10時
（午前9時 受付開始）

開催場所

東京都千代田区有楽町二丁目5番1号
有楽町マリオン11階
ヒューリックホール東京

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名
選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件

目次

株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	24
連結計算書類	46
計算書類	48
監査報告書	50

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から
株主総会会場へのご来場につきましてはお控
えいただくことをご検討くださいますようお願い
申しあげます。

議決権につきましては、書面またはインター
ネット等による事前行使をご活用くださいま
すよう強くご推奨申しあげます。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い
申しあげます。

株主総会にご出席の株主様への「お土産」のご用意はございません。

株 主 各 位

証券コード 9602

2022年5月6日

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

東 宝 株 式 会 社

代表取締役社長 島 谷 能 成

第133回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会社第133回定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、3頁「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年5月25日（水曜日）午後6時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年5月26日（木曜日）午前10時（午前9時 受付開始）
2 場 所	東京都千代田区有楽町二丁目5番1号 有楽町マリオン11階 ヒューリックホール東京
3 目的事項	報告事項 1. 第133期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第133期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権行使について	後記「議決権行使についてのご案内」に記載のとおりです。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 次に掲げる事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.toho.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には、記載しておりません。
 - ①事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 なお、上記①～③は監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、②及び③は会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2022年5月26日（木曜日）午前10時（午前9時 受付開始）

場所 有楽町マリオン11階 ヒューリックホール東京

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年5月25日（水曜日）午後6時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年5月25日（水曜日）午後6時30分入力分まで

インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

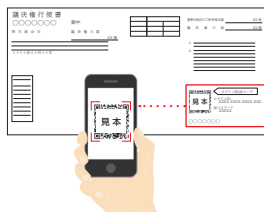
機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

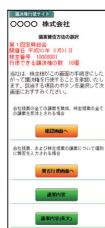
議決権行使書用紙に記載の「ログインID・仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

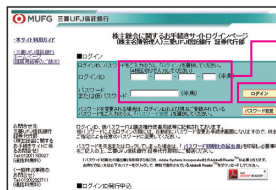
- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンやスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

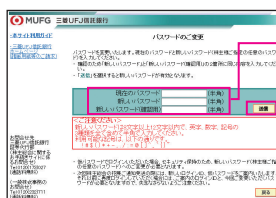
- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載の「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

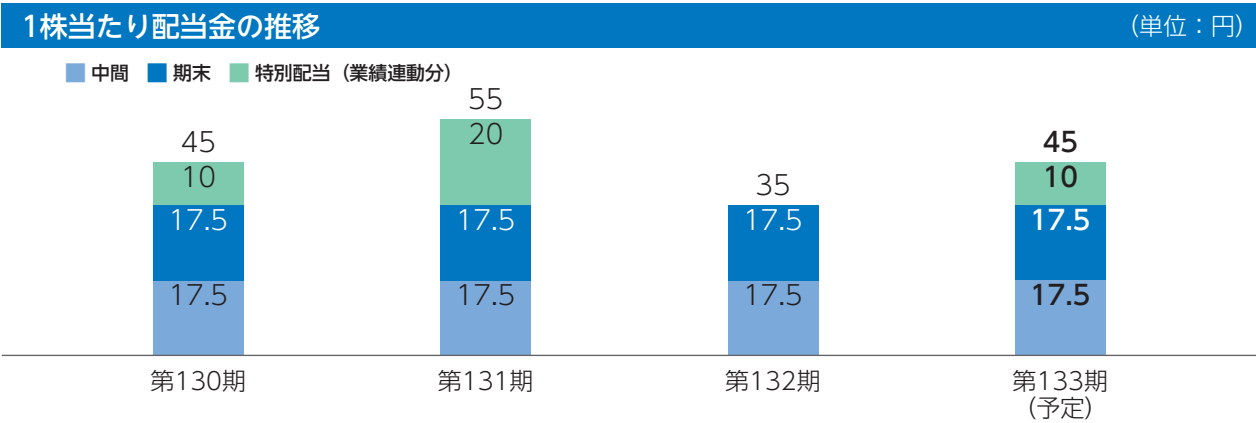
当社では、年間35円の配当をベースにしながら、業績が予想や目標をさらに上回って推移した場合には業績連動分として追加の配当を検討していくことを基本方針としておりますが、当期の利益水準の向上に基づき、当期の期末配当金は1株につき27.5円とさせていただきますたく存じます。

これにより既にお支払いしている中間配当金（1株につき17.5円）を合わせた年間配当金は1株につき45円となります。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 27.5円 (うち普通配当17.5円、特別配当10円) 総額 4,869,592,448円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年5月27日

(ご参考)



第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>〔株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供〕</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)
(新 設)	<u>〔電子提供措置等〕</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 (条文省略) 附 則 (新 設)	2 <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> 附 則 第 1 条 (現行どおり) <u>〔電子提供措置等に係る経過措置〕</u> <u>第 2 条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月 1 日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 1 6 条はなお効力を有する。</u> 3 <u>本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者 属 性	候補者名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	出席回数／取締役会
1	再任	しま たに よし しげ 島 谷 能 成	代表取締役社長 社長執行役員 映像本部長 内部監査室直轄 株式会社東京楽天地取締役 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役 株式会社東京會館社外取締役	10回／10回
2	再任	た こ のぶ ゆき 太 古 伸 幸	取締役 副社長執行役員 管理本部長 管理本部経営企画、同総務、同法務、同情報システム各担当 兼不動産経営管掌 スバル興業株式会社取締役 オーエス株式会社社外取締役	10回／10回
3	再任	いち かわ みなみ 市 川 南	取締役 常務執行役員 映像本部映画営業、同宣伝各担当	10回／10回
4	再任	まつ おか ひろ やす 松 岡 宏 泰	取締役 常務執行役員 映像本部映画調整、同映画企画、同国際各担当	10回／10回
5	再任	すみ かず お 角 和 夫	阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役会長 グループCEO エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社取締役 株式会社東京楽天地取締役 株式会社アシックス社外取締役	8回／10回



生年月日
1952年3月5日生 満70歳

取締役会出席回数
10回／10回（100%）

所有する当会社の株式の数
12,720株

候補者
番号

1

しま たに よし しげ
島 谷 能 成

再任

略歴及び当社における地位

1975 年 4 月 当社入社
1999 年 4 月 同映像本部映画調整部長
2001 年 5 月 同取締役
2005 年 5 月 同常務取締役
2007 年 5 月 同専務取締役
2011 年 5 月 同代表取締役社長
2021 年 5 月 同代表取締役社長 社長執行役員（現任）

当社における担当及び重要な兼職の状況

映像本部長 内部監査室直轄
株式会社東京楽天地取締役
阪急阪神ホールディングス株式会社取締役
株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役
株式会社東京會館社外取締役

〔取締役候補者とした理由〕

入社以来、長年にわたり当社グループの主力事業である映像本部で業務に携わり、代表取締役社長就任以降、中期経営戦略の推進にリーダーシップを発揮し、経営全般の監督も適切に行っております。同氏のこれまでの豊富な経験と実績、識見から、当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



生年月日
1965年12月4日生 満56歳

取締役会出席回数
10回／10回（100%）

所有する当会社の株式の数
11,585株

候補者
番号

2

た こ のぶ ゆき
太 古 伸 幸

再任

略歴及び当社における地位

1988 年 4 月 当社入社
2005 年 4 月 同グループ経営企画（現経営企画）部長
2008 年 5 月 同取締役
2014 年 5 月 同常務取締役
2017 年 5 月 同専務取締役
2020 年 5 月 同取締役副社長
2021 年 5 月 同取締役 副社長執行役員（現任）

当社における担当及び重要な兼職の状況

管理本部長
管理本部経営企画、同総務、同法務、同情報システム各担当兼不動産経営管掌
スバル興業株式会社取締役
オーエス株式会社社外取締役

〔取締役候補者とした理由〕

入社以来、長年にわたり人事及び経営企画部門の業務に携わり、豊富な経験と専門知識を有し、現在はコーポレート部門全般の責任者である管理本部長として当社の経営を担っております。同氏のこれまでの実績、識見から、当社の取締役として適切な人材であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



生年月日
1966年7月22日生 満55歳

取締役会出席回数
10回／10回（100%）

所有する当会社の株式の数
5,898株

候補者
番号

3

いち かわ みなみ
市 川 南

再任

略歴及び当社における地位

1989 年 4 月 当社入社
2006 年 4 月 同映像本部映画調整部長
2011 年 5 月 同取締役
2017 年 5 月 同常務取締役
2021 年 5 月 同取締役 常務執行役員（現任）

当社における担当

映像本部映画営業、同宣伝各担当

〔取締役候補者とした理由〕

入社以来、長年にわたり映像本部各部門で業務に携わり、映画事業に関する豊富な経験と専門知識を有し、映画営業及び映画宣伝部門の責任者として当社の経営を担っております。同氏のこれまでの実績、識見から、当社の取締役として適切な人材であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



生年月日
1966年4月18日生 満56歳

取締役会出席回数
10回／10回（100%）

所有する当会社の株式の数
12,298株

候補者
番 号

4

まつ おか ひろ やす
松 岡 宏 泰

再 任

略歴及び当社における地位

1994 年 1 月 東宝東和株式会社入社
1998 年 4 月 同取締役
2001 年 4 月 同常務取締役
2008 年 4 月 同代表取締役社長
2014 年 5 月 当社取締役
2015 年 5 月 東宝東和株式会社代表取締役会長
2018 年 5 月 当社常務取締役
2020 年 4 月 東宝東和株式会社取締役会長(現任)
2021 年 5 月 当社取締役 常務執行役員(現任)

当社における担当

映像本部映画調整、同映画企画、同国際各担当

〔取締役候補者とした理由〕

当社グループの東宝東和株式会社に入社以来、長年にわたり洋画配給の業務に携わり、2008年より同社の社長、2015年より会長を務めております。また、当社に入社以来、映画事業に関連するグローバルな事業に携わり、現在は映画調整、映画企画、国際部門の責任者として当社の経営を担っております。同氏のこれまでの実績、識見から、当社の取締役として適切な人材であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



生年月日
1949年4月19日生 満73歳

取締役会出席回数
8回／10回 (80%)

所有する当会社の株式の数
15,700株

候補者
番 号

5

すみ
角

かず お
和 夫

再任

略歴及び当社における地位

2000 年 6 月 阪急電鉄株式会社取締役
2002 年 6 月 同常務取締役
2003 年 6 月 同代表取締役社長
(同社は2005年4月阪急ホールディングス株式会社に、2006年
10月阪急阪神ホールディングス株式会社に商号変更)
2005 年 4 月 阪急電鉄株式会社 (新会社) 代表取締役社長
2009 年 5 月 当社社外取締役
2014 年 3 月 阪急電鉄株式会社代表取締役会長 (現任)
2016 年 5 月 当社社外取締役 (監査等委員)
2017 年 6 月 阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役会長グループCEO (現任)
2018 年 5 月 当社社外取締役
2019 年 5 月 同取締役 (現任)

重要な兼職の状況

阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役会長 グループCEO
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社取締役
株式会社東京楽天地取締役
株式会社アシックス社外取締役

〔取締役候補者とした理由〕

長年にわたり企業経営に携わる経営の専門家であり、豊富な経験と卓越した見識に基づき、経営全般に対する有益な助言・指導並びに客観的な視点からのチェック機能を期待できることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者である島谷能成氏は、同氏の選任議案が承認可決された場合、本定時株主総会終了後に開催される取締役会において、代表取締役会長に就任予定であります。
2. 取締役候補者である松岡宏泰氏は、同氏の選任議案が承認可決された場合、本定時株主総会終了後に開催される取締役会において、代表取締役社長 社長執行役員に就任予定であります。
3. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 各候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
5. 各候補者の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況は、本定時株主総会招集ご通知発送日（2022年5月6日）を基準に記載しております。
6. 各候補者の年齢は、本定時株主総会招集ご通知発送日（2022年5月6日）を基準に計算しております。
7. 当社は現在、角 和夫氏との間で、在職中に当社から職務執行の対価として受ける財産上の利益として会社法施行規則第113条で定める方法によって算定される額に2を乗じた額と、特に有利な条件で当社の新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法によって算定される額の合計額を責任限度額とする、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合は、引き続き業務を執行しない取締役とする予定ですので、期待された役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約の内容の概要は、事業報告（本招集ご通知41頁）に記載のとおりであります。なお当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役 沖本友保、小林 節、及び安藤知史の各氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となり、このうち沖本友保氏は退任いたします。つきましては、新任1名を加え、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者 属 性	候補者名		当社における地位及び重要な兼職の状況	出席回数／取締役会
1	新任	お がた 緒方	えいいち 栄一	株式会社東宝映像美術 代表取締役社長	一回／一回
2	再任 社外 独立	こばやし 小林	たかし 節	株式会社パレスホテル 代表取締役会長	9回／10回
3	再任 社外 独立	あんどう 安藤	さと し 知史	弁護士 石原産業株式会社 社外取締役	10回／10回



生年月日
1964年12月8日生 満57歳

所有する当会社の株式の数
734株

候補者
番 号

1

お が た え い い ち
緒 方 栄 一

新任

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1987 年 4 月 当社入社
2005 年 4 月 財務部財務室長
2008 年10月 内部監査室長
2012 年 6 月 総務部長
2017 年 6 月 株式会社東宝映像美術代表取締役社長（現任）

〔取締役候補者とした理由〕

当社入社以来、財務室長、内部監査室長及び総務部長として、長年にわたりコーポレート業務に携わり、現在は当社グループの株式会社東宝映像美術の代表取締役社長として企業経営に携わっております。同氏のこれまでの実績、識見から、常勤の監査等委員である取締役として適任であると判断し、新たに選任をお願いするものであります。



生年月日
1945年8月24日生 満76歳

取締役会出席回数
9回／10回 (90%)

監査等委員会出席回数
10回／11回 (90.9%)

所有する当会社の株式の数
0株

候補者
番号

2

こ ばやし たかし
小 林 節

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1990 年 6 月 株式会社日本興業銀行国際業務部参事役
1991 年 3 月 株式会社パレスホテル取締役経理部長
1993 年 3 月 同常務取締役
1995 年 3 月 同専務取締役
2001 年 3 月 同代表取締役社長
2011 年 5 月 当社監査役
2014 年 3 月 株式会社パレスホテル代表取締役会長（現任）
2016 年 5 月 当社社外取締役(監査等委員)（現任）

〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕

長年にわたり企業経営に携わる経営の専門家として、その経歴を通じて培われた豊富な実績と幅広い見識を有しており、これまで社外取締役として企業経営全般について適切な助言及び提言をいただいた実績を踏まえ、適任と判断いたしました。引き続き企業経営全般について、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。また、同氏が選任された場合は、ガバナンス委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。



候補者
番号

3

あん どう さと し
安 藤 知 史

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

2001 年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）現在に至る
2001 年10月 大西昭一郎法律事務所入所 現在に至る
2016 年 5 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2020 年 6 月 石原産業株式会社社外取締役（現任）

〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕

当社グループの属する業界事情に精通した弁護士として、その経歴を通じて培われた豊富な実績と幅広い見識を有しており、これまで社外取締役として特にコーポレート・ガバナンスや企業法務について客観的かつ適切な助言及び提言をいただいた実績を踏まえ、適任と判断いたしました。引き続き弁護士として専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。また、同氏が選任された場合は、ガバナンス委員会の委員長として、当社の役員候補の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。なお、安藤知史氏は、過去に事業法人の社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

生年月日

1974年4月27日生 満48歳

取締役会出席回数

10回／10回（100%）

監査等委員会出席回数

11回／11回（100%）

所有する当会社の株式の数

0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
3. 各候補者の当社における地位及び重要な兼職の状況は、本定時株主総会招集ご通知発送日（2022年5月6日）を基準に記載しております。
4. 各候補者の年齢は、本定時株主総会招集ご通知発送日（2022年5月6日）を基準に計算しております。
5. 小林 節、安藤知史の両氏は社外取締役候補者であり、当社監査等委員会である社外取締役の就任期間は本総会の終結の時をもって6年となります。
6. 当社は、小林 節、安藤知史の両氏を東京及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案をご承認いただいた場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。なお、当社の社外取締役の独立性判断基準は、株主総会参考書類（本招集ご通知22頁）に記載しております。
7. 緒方栄一氏が取締役に就任する本議案をご承認いただいた場合、当社は、同氏との間で、在職中に当社から職務執行の対価として受ける財産上の利益として会社法施行規則第113条で定める方法によって算定される額に2を乗じた額と、特に有利な条件で当社の新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法によって算定される額の合計額を責任限度額とする、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は、現在、小林 節、安藤知史の両氏との間で、在職中に当社から職務執行の対価として受ける財産上の利益として会社法施行規則第113条で定める方法によって算定される額に2を乗じた額と、特に有利な条件で当社の新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法によって算定される額の合計額を責任限度額とする、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
9. 監査等委員である取締役候補者小林 節氏が所属している株式会社パレスホテルとの間には、取引した実績はございません。したがって、当該候補者は当社に対し十分な独立性を有していると考えております。
10. 監査等委員である取締役候補者安藤知史氏が所属する大西昭一郎法律事務所に対しては、当社より弁護士報酬を支払った実績がありますが、定常的な金額は年間5百万円未満であります。したがって、当該候補者は当社に対し十分な独立性を有していると考えております。
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約の内容の概要は、事業報告（本招集ご通知41頁）に記載のとおりであります。なお当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であります。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。また、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

お　　た　　たい　　ぞう
太　　田　　大　　三

生年月日

1973年2月15日生　満49歳

所有する当会社の株式の数
0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1999 年 4 月　弁護士登録（第二東京弁護士会）現在に至る

1999 年 4 月　丸の内総合法律事務所入所　現在に至る

〔補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕

弁護士としての専門的な知識や経験に基づき、公正な立場からの意見が期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、補欠の選任をお願いするものであります。なお、太田大三氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 太田大三氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏からは、本議案をご承認いただくことを条件に、補欠の監査等委員である取締役就任の承諾を得ております。
3. 同氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 同氏が監査等委員である社外取締役に就任する場合には、当社は同氏を東京及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の社外取締役の独立性判断基準につきましては、本招集ご通知22頁に記載しております。
5. 同氏が監査等委員である社外取締役に就任する場合には、当社は同氏との間で、在職中に当社から職務執行の対価として受ける財産上の利益として会社法施行規則第113条で定める方法によって算定される額に2を乗じた額と、特に有利な条件で当社の新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法によって算定される額の合計額を責任限度額とする、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約の内容の概要は、事業報告（本招集ご通知41頁）に記載のとおりであります。なお当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であります。
7. 補欠の監査等委員である取締役候補者太田大三氏が所属する丸の内総合法律事務所に対しては、当社より弁護士報酬を支払った実績はございません。したがって、当該候補者は、当社に対し十分な独立性を有していると考えております。
8. 候補者の略歴、地位及び重要な兼職の状況、年齢は、本定時株主総会招集ご通知発送日(2022年5月6日)を基準に計算しております。

《ご参考》

取締役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

当社の長期的なビジョンを示した「TOHO VISION 2032 東宝グループ 経営戦略」（本招集ご通知33頁～34頁）の実現に向け、当社の取締役会がその意思決定機能と経営の監督機能を発揮するために備えるべき専門性と経験を特定しました。

本定時株主総会において、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、並びに各取締役の専門性と経験は次のとおりであります。

氏 名	業務執行	監査等委員	独立社外	専門性・経験					
				企業経営	企画 マーケティング	グローバル	人材 マネジメント	法務・リスク マネジメント	財務会計 経営管理
しま 谷 能 成 島 谷 能 成	★			○	○			○	
た 古 のぶ ゆき 太 古 伸 幸	★			○			○	○	○
いち かわ みなみ 市 川 南	★			○	○				
まつ おか ひろ やす 松 岡 宏 泰	★			○	○	○			
すみ かず お 角 和 夫				○					
お がた えい いち 緒 方 栄 一		★		○				○	○
こ ばやし たかし 小 林 節		★	★	○					○
あん どう さと し 安 藤 知 史		★	★					○	
おり い まさ こ 折 井 雅 子		★	★	○	○		○		

（注） 上記スキル・マトリックスは、各人の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

《ご参考》

社外取締役の独立性判断基準

当社では、社外取締役が以下1.～6.のケースに該当する場合は独立性がないと判断します。

1. 当社グループを主要な取引先とする者（注1）又はその業務執行者
2. 当社グループの主要な取引先（注2）又はその業務執行者
3. 当社からの役員報酬以外に当社グループから多額の金銭その他の財産（注3）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
4. 当社の主要株主（注4）（当該株主が法人である場合はその業務執行者）
5. 最近3事業年度において上記1.～4.に該当していた者
6. 上記1.～5.に該当する者及び当社グループの業務執行者の二親等以内の親族

（注1）「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループからの年間支払額がその連結売上高の2%を超える者をいう。

（注2）「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループへの年間支払額が当社の連結売上高の2%を超える者をいう。

（注3）「多額の金銭その他の財産」とは、定常的な報酬が年間1,000万円を超える場合をいう。

（注4）「主要株主」とは、直接又は間接に当社総議決権の10%以上を有する者をいう。

取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

株主総会に対して推薦する取締役候補者（社外取締役を除く。）の選任基準は、役員規程において、

1. 当社グループの事業・業務に関して専門的な知識を有していること
2. 時代の要請に応えられる優れた経営感覚を有していること
3. 全社的観点からの優れた経営判断能力及び職務執行能力を有していること
4. 取締役として相応しい人格・識見、高い倫理観を有していること

と、定めております。

その手続きとしては、代表取締役が候補者案を作成し、代表取締役と独立社外取締役とで構成されるガバナンス委員会において、選任の理由、適正性等について審議を行います。取締役会は、ガバナンス委員会における審議内容を踏まえ、候補者を決定いたします。

なお、監査等委員である取締役については、監査等委員会の同意を得るものとします。監査等委員である取締役のうち、社外取締役については、「企業経営」「財務・会計」「法律・企業倫理」それぞれの方面で経験・識見・専門性等の観点を踏まえ、代表取締役が適切な候補者案を作成いたします。

取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された枠内において、その役位・職責に相応しい報酬水準を確保するとともに、当社グループの企業価値及び業績の向上に対する適切なインセンティブを付与することを基本方針とします。

その手続きは、代表取締役と独立社外取締役とで構成されるガバナンス委員会において審議を行います。取締役会は、ガバナンス委員会における審議内容を踏まえ、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で報酬額を決定いたします。

また、社外取締役を含む監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により定めるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系

①基本報酬 (金銭)	【年額5億円以内】 月額固定報酬として、役位別の報酬テーブルを策定し、個人業績も勘案したうえで、ガバナンス委員会の審議を経て、取締役会で決定いたします。
②株式報酬 (譲渡制限付株式)	【年額1億円以内】※付与対象者は業務執行取締役に限る。 役位に応じて、一定額相当の譲渡制限付株式を付与します。各役員の付与株数は、ガバナンス委員会の審議を経て、取締役会で決定いたします。
③業績達成賞与 (金銭)	【年額1億円以内】※支給対象者は業務執行取締役に限る。 単年度の業績目標を達成した場合に、金銭賞与を支給します。賞与の支給基準については、あらかじめガバナンス委員会の審議・承認を経て、取締役会で決定し、業績成果に応じて基本報酬月額額の0～200%の範囲で支給いたします。

【イメージ】

業績達成時のみ支給		
基本報酬（金銭）	株式報酬 (譲渡制限付株式)	業績達成賞与 (金銭)
役位・個人業績を加味した「報酬テーブル」により毎年度決定	役位に応じ毎年度 一定金額相当の 株式を付与 (退任時に譲渡制限解除)	単年度業績に応じ 基本報酬月額額の 0～200%の 範囲で支給

- ※ 1 上記の図は、各報酬の割合を示すものではありません。
- ※ 2 非業務執行取締役は、株式報酬及び業績達成賞与の対象外です。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症拡大が収束しない中、ワクチン接種の普及に伴い、徐々に回復の兆しを見せておりましたが、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻という地政学的リスクの発生が、原材料価格の高騰や日用品などの物価上昇という形で国内経済に影響を及ぼし始め、景気は先行き不透明な状況が続いております。

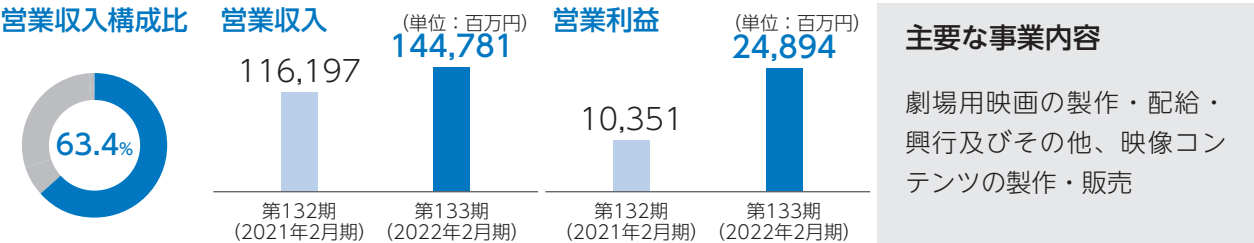
このような状況下にあって、2021年の映画業界は3度目の緊急事態宣言による一部地域の映画館の休業、洋画新作の公開延期の影響がありながらも、アニメをはじめとする邦画の健闘により、興行収入1,618億9,300万円(前年比13.0%増)、映画入場者数1億1,481万8,000人(同8.2%増)と、緩やかながら前年からの回復を見せた1年となりました。

このような情勢の中、当社グループでは、主力の映画事業において、TOHO animation レーベル作品が業績を大きく牽引し、『劇場版 呪術廻戦 0』がメガヒットを記録したほか、『シン・エヴァンゲリオン劇場版』『名探偵コナン 緋色の弾丸』『竜とそばかすの姫』などの作品も好調な成績を収めました。演劇事業では、帝国劇場の『Endless SHOCK -Eternal-』『レ・ミゼラブル』、シアタークリエの『リトルプリンス』、社外公演では『マドモアゼル・モーツァルト』ほか各公演が好評を博しました。また、不動産事業はコロナ禍での映画、演劇事業の厳しい業績を下支えし、事業収益に大きく貢献いたしました。

この結果、営業収入は2,283億6千7百万円(前期比19.0%増)、営業利益は399億4千8百万円(同78.0%増)、経常利益は427億9千万円(同76.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は295億6千8百万円(同101.3%増)となりました。

	第132期 (2021年2月期)	第133期 (2022年2月期)	前 期 比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
営業収入	191,948	228,367	36,419	19.0%増
営業利益	22,447	39,948	17,500	78.0%増
経常利益	24,195	42,790	18,594	76.9%増
親会社株主に帰属する当期純利益	14,688	29,568	14,879	101.3%増

映画事業 (映画営業事業、映画興行事業、映像事業)
営業収入 144,781百万円 営業利益 24,894百万円



映画営業事業では、当社において表1.に記載の新作25作品を、東宝東和(株)等においては『ワイルド・スピード/ジェットブレイク』『007/ノー・タイム・トゥ・ダイ』等を配給いたしました。その結果、映画営業事業収入は404億3千9百万円（前期比1.5%増）、営業利益は115億7百万円（同77.6%増）となりました。

表1. 当期中の提供映画作品

配給作品一覧	
シン・エヴァンゲリオン劇場版	ブレイブ -群青戦記-
奥様は、取り扱い注意	映画 モンスターハンター
劇場版シグナル 長期未解決事件捜査班	名探偵コナン 緋色の弾丸
キャラクター	ヒノマルソウル～舞台裏の英雄たち～
夏への扉 -キミのいる未来へ-	ゴジラvsコング
100日間生きたワニ	竜とそばかすの姫
映画クレヨンしんちゃん 謎メキ！花の天カス学園	僕のヒーローアカデミア THE MOVIE ワールド ヒーローズ ミッション
妖怪大戦争 ガーディアンズ	かぐや様は告らせたい ～天才たちの恋愛頭脳戦～ファイナル
劇場版 アーヤと魔女	マスカレード・ナイト
燃えよ剣	劇場版『きのう何食べた？』
土竜の唄 FINAL	あなたの番です 劇場版

配給作品一覧

劇場版 呪術廻戦 0	コンフィデンスマンJP 英雄編
鹿の王 ユナと約束の旅	

映画興行事業では、緊急事態宣言による東京・大阪等での休館・営業時間短縮や座席販売の制限等の実施がありましたが、TOHOシネマズ(株)を中心に前記各作品のほか、『ARASHI Anniversary Tour 5×20 FILM “Record of Memories”』『東京リベンジャーズ』『るろうに剣心 最終章 The Final』『スパイダーマン：ノー・ウェイ・ホーム』等の話題作のヒットがあり、前期比で増収となりました。その結果、映画興行事業収入は576億7千3百万円（前期比24.7%増）、営業利益は16億7千8百万円（前期は11億円の営業損失）となりました。なお、当社グループの当期中の劇場異動は表2.の通り、昨年11月にTOHOシネマズ セブンパーク天美がオープンし、スクリーン数は10スクリーン増の合計712スクリーン(共同経営56スクリーンを含む)となりました。

表2. 当期中の劇場異動

年 月 日	劇 場 名	スクリーン数	場 所	経 営 主 体	異動内容
2021年 11月17日	TOHOシネマズ セブンパーク天美	10	大阪府 松原市	TOHOシネマズ(株)	オープン

映像事業では、TOHO animationレーベルの作品が各種事業において好調に推移いたしました。パッケージ事業では、TVアニメ『ウマ娘 プリティーダービーSeason 2』が好調なセールスとなったほか、TVアニメ『呪術廻戦』、映画『ゴジラvsコング』等を提供いたしました。アニメ製作事業では、TVアニメ『呪術廻戦』『僕のヒーローアカデミア』等の作品に加え、映画『僕のヒーローアカデミア THE MOVIE ワールド ヒーローズ ミッション』『劇場版 呪術廻戦 0』に製作出資し、商品化権収入をはじめとした各種配分金収入により増収となりました。出版・商品事業では、劇場用パンフレット、キャラクターグッズにおいて映画『名探偵コナン 緋色の弾丸』、映画『僕のヒーローアカデミア THE MOVIE ワールド ヒーローズ ミッション』の販売が伸長しました。ODS事業では、表3.の作品をはじめアニメ、実写などの話題作を提供いたしました。また、TOHOスタジオ(株)では、制作及びスタジオ事業の一体化を図り、順調に稼働いたしました。(株)東宝映像美術及び東宝舞台(株)等グループ各社では、映画やTV・CM等での舞台製作・美術製作や、テーマパークにおける展示物の製作業務に関して、一部持ち直しの兆しがみえたものの、依然として厳しい状況にありました。

これらの結果、映像事業収入は466億6千7百万円（前期比55.0%増）、営業利益は117億8百万円（同135.4%増）となりました。

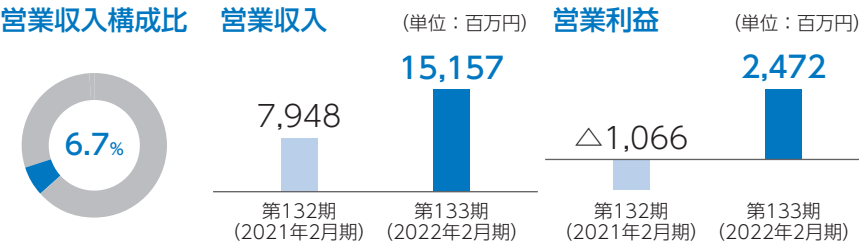
以上の結果、映画事業全体では、営業収入は1,447億8千1百万円（前期比24.6%増）、営業利益は248億9千4百万円（同140.5%増）となりました。

表3. 当期中の主なODS提供作品

主な映像事業部配給作品
映画しまじろう『しまじろうと そらとぶふね』
映画『バイプレイヤーズ～もしも100人の名脇役が映画を作ったら～』
とびだせ！ならせ！PUI PUI モルカー
『ルパン三世 カリオストロの城』4K+7.1ch
劇場版 舞台『刀剣乱舞』虚伝 燃ゆる本能寺
劇場版 舞台『刀剣乱舞』義伝 暁の独眼竜
劇場版 舞台『刀剣乱舞』ジョ伝 三つら星刀語り
Still Dreamin' -布袋寅泰 情熱と栄光のギタリズム-

演劇事業

営業収入 15,157百万円 営業利益 2,472百万円



主要な事業内容

演劇の製作・興行・販売
芸能プロダクションの経営

演劇事業では、新型コロナウイルス・オミクロン株の流行に伴う一部公演中止がありました。感染症予防対策に努めながら公演を継続いたしました。当社直営劇場の帝国劇場、シアタークリエに加え、日生劇場、東急シアターオーブほか社外公演におきまして表4.の作品をはじめ、バラエティに富んだ話題作を提供し、公演数の増加と幅広い客層からのご支持により増収となりました。東宝芸能(株)では所属俳優がCM・TV・映画出演等で順調に稼働いたしました。以上の結果、演劇事業収入は151億5千7百万円(前期比90.7%増)、営業利益は24億7千2百万円(前期は10億6千6百万円の営業損失)となりました。

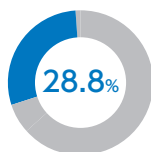
表4. 当期中に提供した主な作品

帝国劇場	
Endless SHOCK -Eternal-	モーツァルト！
レ・ミゼラブル	王家の紋章
DREAM BOYS	ナイツ・テイルー騎士物語ー
マイ・フェア・レディ	笑う男 The Eternal Love -永遠の愛-
シアタークリエ	
GHOST	SHOW BOY
リトル・ショップ・オブ・ホラーズ	GREASE
ガラスの動物園	リトルプリンス
日生劇場・東急シアターオーブほか社外公演	
ウェイトレス	ブロードウェイと銃弾
ニュージーズ	マドモアゼル・モーツァルト
オリバー！	ラ・マンチャの男

不動産事業 (不動産賃貸事業、道路事業、不動産保守・管理事業)

営業収入 **65,832**百万円 営業利益 **16,657**百万円

営業収入構成比



営業収入

(単位：百万円)

65,124

第132期
(2021年2月期)

65,832

第133期
(2022年2月期)

営業利益

(単位：百万円)

17,062

第132期
(2021年2月期)

16,657

第133期
(2022年2月期)

主要な事業内容

不動産の賃貸等
道路の維持管理・清掃
不動産の保守・管理

不動産賃貸事業では、オフィス市況の変化や商業施設の休館等で、引き続き厳しい状況下にありました。また、保有する物件の一時的なテナント入れ替えや、入居テナントに対する賃料減額措置を講じたことなどから減収となりました。その結果、不動産賃貸事業収入は271億5千5百万円（前期比2.7%減）、営業利益は117億3千3百万円（同4.8%減）となりました。

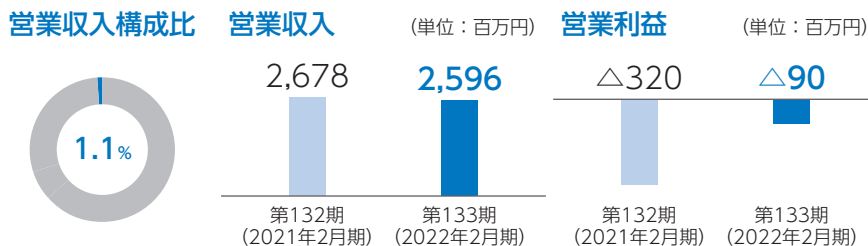
道路事業では、老朽化したインフラの整備をはじめとする公共投資が堅調に推移する中、スバル興業㈱とその連結子会社が、技術提案等を通じた積極的な営業活動により、新規受注や既存工事の追加受注に努めました。その結果、道路事業収入は289億7千7百万円（前期比5.5%増）、営業利益は42億7百万円（同3.9%増）となりました。

不動産保守・管理事業では、東宝ビル管理㈱、東宝ファシリティーズ㈱において、新規受注獲得の取り組みや経費節減に努めました。その結果、不動産保守・管理事業収入は96億9千9百万円（前期比0.5%減）、営業利益は7億1千5百万円（同4.6%増）となりました。

以上の結果、不動産事業全体では、営業収入は658億3千2百万円（前期比1.1%増）、営業利益は166億5千7百万円（同2.4%減）となりました。

その他事業

営業収入 **2,596**百万円 営業利益 **△90**百万円



主要な事業内容

物販・飲食業
スポーツ施設等の経営
その他の事業

その他事業では、東宝共栄企業(株)が運営する「東宝調布スポーツパーク」において、利用者数が増加傾向となり、好調に推移しました。一方、ＴＯＨＯリテール(株)の飲食店舗・劇場売店等においては、外食需要の厳しい状況が続き、休業や店舗の閉店を余儀なくされました。その結果、その他事業収入は25億9千6百万円（前期比3.1％減）、営業損益は9千万円の損失(前期は3億2千万円の営業損失)となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当期の設備投資の総額は269億4千2百万円で、これに要した資金はすべて自己資金で賄っております。

① 当期中に完成した主要設備

会社名	当期中に完成した主要設備
映画事業	
TOHOシネマズ(株)	TOHOシネマズ セブンパーク天美
不動産事業	
当社	アビティグランデ砦

② 当期継続中の主要設備の新設、拡充

会社名	当期継続中の主要設備の新設、拡充
映画事業	
TOHOシネマズ(株)	TOHOシネマズ ららぽーと福岡
	(仮称)札幌すすきの駅前複合開発計画
不動産事業	
当社	東宝日比谷プロムナードビル新築計画（東宝ツインタワービル跡地）
	渋谷二丁目17地区 第一種市街地再開発事業（渋谷東宝ビル他跡地）
	(仮称)九段再開発計画（ホテルグランドパレス跡地有効活用計画）

(3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、いまだ収束が見えない新型コロナウイルス感染症に加え、地政学的リスクの高まりを受けた世界経済の混乱がもたらす様々な影響が懸念され、先行きの見通しは不透明感を増しております。

このような不確実性の高い状況下において、当社グループがさらなる成長を遂げるためには、お客様の価値観や生活・行動様式の変化に柔軟に対応するとともに、これまで以上に長期的視点に立った経営戦略の明確化が不可欠と考えられます。

そのような認識に基づき、当社グループは本年4月、創立100周年に向けた「長期ビジョン 2032」と、今後3カ年の具体的な施策である「中期経営計画 2025」とから構成される「TOHO VISION 2032 東宝グループ 経営戦略」を策定・公表いたしました。

「長期ビジョン 2032」においては、「Entertainment for YOU 世界中のお客様に 感動を」という新たなコーポレート・スローガンのもと、成長に向けた「投資」を推進すること、「人材」の確保・育成に注力すること、アニメ事業を「第4の柱」とすることを、3つの重要ポイントとして掲げました。さらに「企画&IP」「アニメーション」「デジタル」「海外」の4つを成長戦略のキーワードとし、2032年に向け、これらをドライバーとした飛躍的な成長ストーリーを実現すべく、果敢に挑戦してまいります。

「中期経営計画 2025」においては、今後3カ年を「コロナ禍からの回復と次なる飛躍的成長への基盤固めの期間」と位置づけ、数値目標については、コンテンツや不動産関連等の「成長投資」に軸足を置きながら、映画・アニメ・演劇・不動産の各事業において、個別の事業戦略に基づいた取り組みを着実に推進してまいります。

また、これら経営戦略と連動する形で「人材と組織の戦略」「サステナビリティの方針」を策定いたしました。人材と組織については、成長の推進役となる多様な人材の採用を強化するとともに、よりクリエイティブな組織に進化すべく人材育成と働く環境の整備を進めてまいります。サステナビリティに関しては、「エンタテインメントの提供を通じて誰もが幸福で心豊かになれる社会の実現に向けて“朗らかに、清く正しく美しく”貢献します」を基本方針とし、当社グループならではの課題と目標を明確にして取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

※ 「TOHO VISION 2032 東宝グループ 経営戦略」の概要は、次頁以降に記載のとおりであります。詳細は当社ウェブサイト(<https://www.toho.co.jp/>)に掲載しておりますのでご参照ください。

TOHO VISION 2032 東宝グループ 経営戦略

パーパス(存在意義)『健全な娯楽を広く大衆に提供すること』

2022年

2025年

2032年

『長期ビジョン 2032』

コーポレート・スローガン

Entertainment for YOU

世界中のお客様に感動を

2032年の創立100周年に向け、自らの変化と進化を促し、さらなる成長と企業価値向上を目指す

営業利益
750~1,000億円
ROE
8~10%程度

『中期経営計画 2025』

長期ビジョンに向けた3つの重要ポイント

1 成長に向けた「投資」を促進

コンテンツの企画開発・
IP創出と展開に対する投資を強化
M&Aも検討

2 「人材」の確保・育成に注力

外部からのキャリア採用等により
人材を増強、積極的に処遇・活用

3 アニメ事業を「第4の柱」に

映画事業とアニメ事業を両輪で展開
相乗効果によりIPの価値を最大化

4つのキーワードと成長ストーリー

企画&IPをあらゆる価値の源泉として、その中でもアニメーションを成長ドライバーにし、
デジタルの力で時間・空間・言語を超え、海外での飛躍的成長を実現すべく、果敢に挑戦していきます

中期経営計画 2025 (FY2023-2025)

～コロナ禍からの回復と次なる飛躍的成長への基盤固めの期間～

➤ 個別事業戦略における取り組み

映画事業 (製作・配給) ■ 映画館で観るべき最高のラインナップ編成に注力
■ 自社での企画・製作に注力

映画事業 (映画興行) ■ シネコン新規出店の継続
■ 上映環境・コンテンツの充実

アニメ事業 ■ 企画開発への積極投資
■ 海外展開の強化
■ デジタルの活用

演劇事業 ■ コンテンツ開発
■ 多面的ビジネス展開

不動産事業 ■ 再開発による価値最大化
■ 新規取得・開発の推進

➤ 数値目標

成長投資

- コンテンツ関連投資 500億円
- 不動産関連投資 500億円
- 新規シネコン出店 50億円
- 海外展開・DX関連ほか 50億円

3力年で計1,100億円程度の投資額を見込む
大型M&Aに要する投資額は別枠とする

営業利益

最高益(528億円)の更新を目指す

株主還元

年間40円の配当をベースに
配当性向30%以上
機動的な自己株式取得の実施

ROE

自己資本利益率 8%以上を目標

人材と組織／サステナビリティの方針

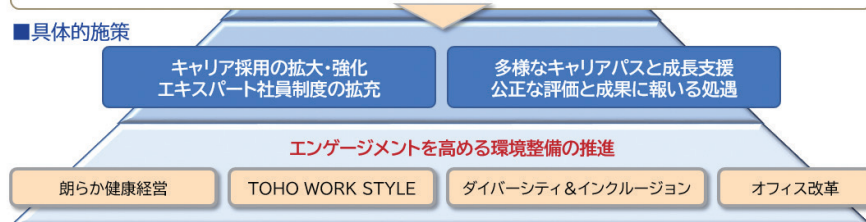
人材と組織の戦略 成長ストーリーの実現のために

■基本方針

東宝グループはエンタテインメントの会社であり、良質の作品を創り、感動をお届けするために、新たな価値を創造できる「人材」が成長の大きな原動力となる。そのため、優秀な人材確保に向けた投資や、持てる能力を最大限に発揮できる制度・環境の整備は、今後の成長戦略と直結する重要課題である

「少数精鋭」「適材適所」といった従来の方針を維持しながらも、今後は、成長戦略の推進役となる多様で優秀な外部人材の採用を強化するとともに、よりクリエイティブな組織に進化すべく人材育成と働く環境の整備を推進していく

■具体的施策



サステナビリティの基本方針

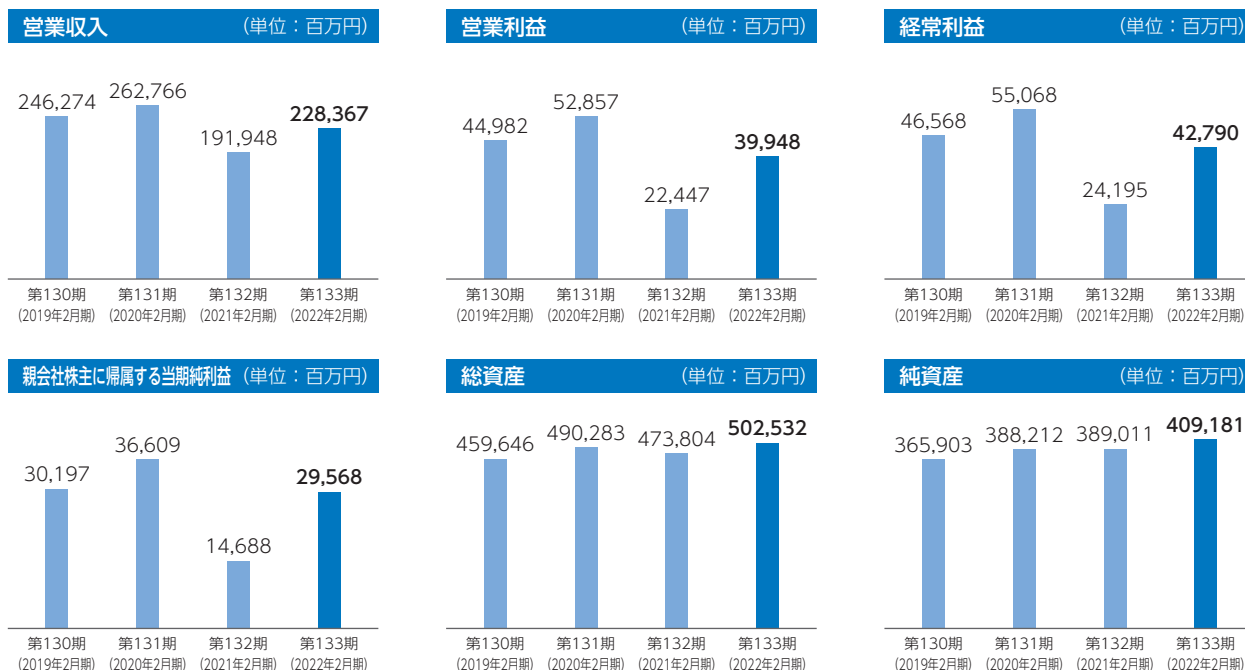
東宝グループは、エンタテインメントの提供を通じて
誰もが幸福で心豊かになれる社会の実現に向けて
“朗らかに、清く正しく美しく”貢献します

東宝グループが取り組む4つの重要課題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 朗らかに | ① 誰もが健康でいきいきと活躍できる職場環境をつくりまします |
| 清く | ② 地球環境に優しいクリーンな事業活動を推進します |
| 正しく | ③ 人権を尊重し、健全で公正な企業文化を形成します |
| 美しく | ④ 豊かな映画・演劇文化を創造し、次世代への継承に努めます |

(4) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移



		第130期 (2019年2月期)	第131期 (2020年2月期)	第132期 (2021年2月期)	第133期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
営業収入	(百万円)	246,274	262,766	191,948	228,367
営業利益	(百万円)	44,982	52,857	22,447	39,948
経常利益	(百万円)	46,568	55,068	24,195	42,790
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	30,197	36,609	14,688	29,568
総資産	(百万円)	459,646	490,283	473,804	502,532
純資産	(百万円)	365,903	388,212	389,011	409,181

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を、第131期の期首から適用しており、第130期の総資産の金額については、遡及適用後の数値を記載しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社（上場会社及び会社法第2条第6号の大会社）の状況

会社名	資本金	出資比率 (%) (間接保有を含む)	主要な事業内容
映画事業（映画営業事業）			
国際東宝株式会社	138,300千US\$	100.00	映画の製作
映画事業（映画興行事業）			
TOHOシネマズ株式会社	2,330百万円	100.00	映画の興行
不動産事業（道路事業）			
スバル興業株式会社	1,331百万円	54.05	道路の清掃・補修

(注) 第133期事業年度末日における連結子会社は上記3社を含めて33社、持分法適用会社は3社となっております。

③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当社は2021年11月1日をもって、連結子会社である萬活土地起業株式会社を吸収合併いたしました。

④ その他

阪急阪神ホールディングス株式会社は、当社の株式を20.36%（間接保有を含む）保有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

(6) 主要な営業所 (2022年2月28日現在)

会社名	営業所名	所在地
当 社	本社	東京都千代田区
	東宝スタジオ	東京都世田谷区
	帝国劇場（演劇劇場）	東京都千代田区
	シアタークリエ（演劇劇場）	東京都千代田区
	東宝日比谷ビル（通称 日比谷シャンテ：賃貸ビル）	東京都千代田区
	東京宝塚ビル（賃貸ビル）	東京都千代田区
	帝劇ビル（賃貸ビル）	東京都千代田区
	新宿東宝ビル（賃貸ビル）	東京都新宿区
	HEPナビオ（阪急阪神不動産㈱と共同所有の賃貸ビル）	大阪市北区
	東宝南街ビル（賃貸ビル）	大阪市中央区
映画事業（映画興行事業）		
TOHOシネマズ㈱	本社	東京都千代田区
	TOHOシネマズ 日比谷（映画劇場）	東京都千代田区
	TOHOシネマズ 六本木ヒルズ（同）	東京都港区
	TOHOシネマズ 新宿（同）	東京都新宿区
	TOHOシネマズ 池袋（同）	東京都豊島区
	TOHOシネマズ 梅田（同）	大阪市北区
	TOHOシネマズ なんば（同）	大阪市中央区
以上を含め、日本全国に全76サイト、712スクリーンの映画劇場を経営（共同経営5サイト56スクリーンを含む）		
不動産事業（道路事業）		
ス バ ル 興 業 ㈱	本社	東京都千代田区
	以上を含め、日本全国に47ヶ所の事業所	

(7) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	
映画事業	1,525名	(1,746名)
演劇事業	111名	(7名)
不動産事業	1,483名	(830名)
その他事業	23名	(61名)
全社（共通）	97名	(－名)
合 計	3,239名	(2,644名)
前 期 末 比 増 減	△66名	(△4名)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数には、嘱託・契約社員542名を含みます。
3. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
352名(5名)	△5名(△26名)	39.5歳	15.6年

- (注) 1. 従業員数には、嘱託・契約社員12名、出向受入者38名を含みます。
ただし、平均年齢、平均勤続年数には嘱託・契約社員を含みません。
2. 従業員数には、出向者155名を含みません。
3. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2022年2月28日現在)

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2022年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 186,490,633株
(自己株式9,414,544株を含む)

(3) 当事業年度末日における株主数 27,380名
(前期末比 1,831名減)

(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
阪急阪神ホールディングス株式会社	22,807	12.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	19,724	11.13
阪急阪神不動産株式会社	15,150	8.55
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	12,297	6.94
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7,141	4.03
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	4,940	2.78
株式会社TBSテレビ	4,521	2.55
株式会社竹中工務店	3,785	2.13
株式会社丸井グループ	2,578	1.45
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	2,155	1.21

- (注)1. 当社は自己株式を9,414,544株保有しておりますが、上記の大株主(上位10名)からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員・社外取締役を除く）	5,401株	4名
社外取締役	一株	一名
取締役（監査等委員）	一株	一名

- (注)1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告（本招集ご通知42頁）「3.（4）取締役の報酬等」に記載しております。
2. 上記の取締役以外に、執行役員7名に対し、総計4,086株を職務執行の対価として株式を交付しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年2月28日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	島谷能成	映像本部長 内部監査室直轄 株式会社東京楽天地取締役 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役 株式会社東京會舘社外取締役
取締役 副社長執行役員	太古伸幸	管理本部長 管理本部経営企画、同総務、同法務、同情報システム各担当兼 不動産経営管掌 スバル興業株式会社取締役 オーエス株式会社社外取締役(監査等委員) 株式会社東京楽天地取締役(監査等委員)
取締役 常務執行役員	市川南	映像本部映画営業、同宣伝各担当
取締役 常務執行役員	松岡宏泰	映像本部映画調整、同映画企画、同国際各担当
取締役	角和夫	阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役会長 グループCEO エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社取締役 株式会社東京楽天地取締役 株式会社アシックス社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	沖本友保	監査等委員会委員長
取締役 (監査等委員)	小林節	株式会社パレスホテル代表取締役会長
取締役 (監査等委員)	安藤知史	弁護士 石原産業株式会社社外取締役
取締役 (監査等委員)	折井雅子	サントリーホールディングス株式会社顧問 公益財団法人サントリー芸術財団サントリーホール総支配人 株式会社大林組社外取締役

(注) 1. 取締役(監査等委員) 小林 節、安藤知史、折井雅子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 取締役(監査等委員) 小林 節、安藤知史、折井雅子の各氏は、東京及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

- 取締役(監査等委員) 小林 節氏は、株式会社パレスホテルの経営に長く携わり、同社取締役経理部長及び銀行業務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 当社監査等委員会は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、沖本友保氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

地位	氏名	担当
常 務 執 行 役 員	瀬 田 一 彦	不動産経営担当
常 務 執 行 役 員	池 田 篤 郎	演劇担当
常 務 執 行 役 員	大 田 圭 二	映像本部映像事業、同デジタル・コンテンツ各担当
上 席 執 行 役 員	池 田 隆 之	映像本部映画興行担当 TOHOシネマズ株式会社代表取締役社長
上 席 執 行 役 員	加 藤 陽 則	管理本部人事、同経理財務各担当
上 席 執 行 役 員	和 田 薫 一郎	不動産経営部長
上 席 執 行 役 員	本 多 太 郎	管理本部経営企画部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）5名との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。契約期間は1年間であります。当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。ただし、私的な利益又は便益の供与を違法に得た場合や、犯罪行為あるいは法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた場合には填補の対象としないなど、一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてガバナンス委員会の審議を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、ガバナンス委員会における審議内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された枠内において、その役位・職責に相応しい報酬水準を確保するとともに、当社グループの企業価値及び業績の向上に対する適切なインセンティブを付与することを基本方針とする。その報酬体系としては、(1)役位・職責、個人業績等に応じた「基本報酬」(金銭)、(2)中長期の企業価値向上による株主との利益共有を目的とした「株式報酬」(譲渡制限付株式)、(3)単年度の業績目標を達成することへのインセンティブを目的とした「業績達成賞与」(金銭)から構成するものとする。但し、非業務執行取締役及び監査等委員である取締役については、その職務の性質に鑑み、金銭による固定報酬のみとする。

1. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は月額固定報酬とし、役位別の報酬テーブルに基づき、職責、個人業績等を勘案して毎年5月に決定し、6月より支給する。

2. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬である株式報酬は、役位に応じて毎年一定額相当の譲渡制限付株式を付与する。譲渡制限期間は、交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会が定める地位を退任または退職するまでの期間とする。役位別に付与する株式数は、毎年5月開催のガバナンス委員会の審議を経て取締役会で決定し、各取締役への株式の割当は翌6月に行う。

3. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬である業績達成賞与は、単年度の業績目標を達成した場合に金銭で支給する。
賞与の支給基準については、毎年5月開催のガバナンス委員会の審議を経て取締役会で決定する。その指標は連結営業利益とし、当該年度の利益水準に応じて基本報酬月額の0%～200%を支給する。各取締役への支給は、当該年度の決算が確定する翌年の定時株主総会の後に行う。

4. 基本報酬、非金銭報酬等及び業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬のうち、固定的に支給される基本報酬と中長期及び短期のインセンティブ給としての性格を持つ株式報酬及び業績達成賞与の割合は、上位の役位ほどインセンティブ給のウェイトが高まる設計方針とする。その制度内容の詳細については、ガバナンス委員会の審議を経て取締役会で決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

基本報酬の個人別金額の決定権限は、取締役会決議に基づき代表取締役社長に委任するものとする。代表取締役社長は、ガバナンス委員会の審議を経て策定された役位別の報酬テーブルに基づき、その範囲(レンジ)内において、各取締役の職責、個人業績等の要素を総合的に評価し、個人別の金額を適切に決定するものとする。なお、監査等委員である取締役の固定報酬の個人別金額については、監査等委員である取締役の協議による。

②当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

	対象人数及び総額		内訳					
			基本報酬 (金 銭)		株式報酬 (譲渡制限付株式)		業績達成賞与 (金 銭)	
	対象人数	総額	対象人数	金額	対象人数	金額	対象人数	金額
	名	百万円	名	百万円	名	百万円	名	百万円
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	12	275	12	240	4	18	4	16
取締役 (監査等委員)	4	45	4	45	—	—	—	—
(うち社外取締役)	3	20	3	20	—	—	—	—

- (注) 1. 当社は、当事業年度に執行役員制度を導入し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を12名から5名に減員しております。
2. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の基本報酬額は、2016年5月26日開催の第127回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額5億円以内（当該株主総会終結時点の員数13名）、取締役（監査等委員）について年額8千万円以内（当該株主総会終結時点の員数5名）と決議いただいております。また、株式報酬、業績達成賞与の支給総額は、2020年5月28日開催の第131回定時株主総会において、業務執行取締役に対し、それぞれ年額1億円以内と決議いただいております（当該株主総会終結時点の員数12名）。
4. 新型コロナウイルスの感染拡大により、業績見通しが不透明なことを踏まえ、業務執行取締役、常勤監査等委員の基本報酬を減額しております。【減額対象期間】2020年6月から2021年5月まで（1年間）。
5. 社外取締役が当社の子会社から受けた役員報酬はありません。
6. 取締役会は、代表取締役社長 社長執行役員島谷能成に対し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職責、個人業績等の評価を行うには、代表取締役社長 社長執行役員が最も適していると判断したためであります。受任者の担当は、事業報告（本招集ご通知40頁）に記載のとおりです。
委任された内容の決定にあたっては、ガバナンス委員会の審議を経て、株主総会の決議により定められた報酬総額の枠内で決定しております。
7. 業績連動報酬である業績達成賞与は、連結営業利益を業績指標とすることとしております。これは、当社グループの単年度の成果を示す数値として最も適切と考えるためであります。業績達成賞与の額は、事業報告（本招集ご通知42頁）「3.(4)取締役の報酬等」基本方針の第3項に記載するところに従って算定され、その算定に用いた業績指標の実績は399億円であります。

(5) 社外役員に関する事項

区分・氏名	重要な兼職の状況	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 小林 節	株式会社パレスホテル 代表取締役会長	長年にわたる当社と異なる業種の企業経営に携わる経営の専門家として、その経歴を通じて培われた幅広い見識に基づく見地から、特に経営戦略を含む経営全般に対して取締役会の監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 ・取締役会出席回数：9回/10回 ・監査等委員会出席回数：10回/11回
社外取締役 (監査等委員) 安藤 知史	弁護士 石原産業株式会社社外取締役	当社グループの属する業界事情に精通した弁護士として、また事業法人の社外役員として、その経歴を通じて培われた幅広い見識に基づく見地から、特にコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等について専門的な立場から取締役会の監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、ガバナンス委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 ・取締役会出席回数：10回/10回 ・監査等委員会出席回数：11回/11回
社外取締役 (監査等委員) 折井 雅子	サントリーホールディングス株式会社顧問 公益財団法人サントリー芸術財団 サントリーホール総支配人 株式会社大林組社外取締役	2021年5月27日就任後に開催された取締役会及び監査等委員会すべてに出席しております。 当社と異なる業種の企業経営に携わり、マーケティングや人材開発の推進、また芸術文化事業への造詣が深いことに加え、事業法人の社外役員として、その経歴を通じて培われた幅広い見識に基づく見地から、特に経営戦略やサステナビリティ、人材育成等の観点から、取締役会の監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 ・取締役会出席回数：8回/8回 ・監査等委員会出席回数：8回/8回

(注) 当社と社外役員の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

摘要	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	134百万円

(注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の前事業年度の監査計画と実績の比較、報酬額等の推移を確認し、会計監査の職務遂行状況を担当部門から聴取したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の見積りの妥当性等を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には両者の合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社及び当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等への対応に関する助言・指導業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が次の事項に該当し、職務を継続することが相当でないと認められる場合には、監査等委員会で審議のうえ、会計監査人を解任し、又は再任しないこととします。

1. 会社法、公認会計士法その他の法令に違反し、又は抵触した場合
2. 公序良俗に反する行為があったと認められる場合
3. 会計監査人の職務状況等から、監査の適正性、信頼性が確保できないと認められる場合

5 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の子会社であるＴＯＨＯシネマズ(株)は、映画配給会社との取引に関し、公正取引委員会から任意での調査協力要請を受け、2022年3月3日から当該調査が実施されております。なお、公正取引委員会からは、関係法条として独占禁止法第3条及び第19条を提示されました。

当社及びＴＯＨＯシネマズ(株)は、今後も公正取引委員会による調査に全面的に協力してまいります。

(注：本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	187,866
現金及び預金	37,750
受取手形及び売掛金	22,852
リース投資資産	16,852
有価証券	40,607
たな卸資産	8,417
現先短期貸付金	53,999
その他	7,461
貸倒引当金	△74
固定資産	314,665
有形固定資産	169,865
建物及び構築物	80,050
機械装置及び運搬具	6,034
器具及び備品	2,879
土地	75,438
リース資産	8
建設仮勘定	5,453
無形固定資産	5,386
借地権	1,191
のれん	2,745
リース資産	6
その他	1,443
投資その他の資産	139,413
投資有価証券	121,891
繰延税金資産	2,379
退職給付に係る資産	318
差入保証金	13,027
その他	1,875
貸倒引当金	△78
資産合計	502,532

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	47,531
買掛金	19,305
短期借入金	60
リース債務	15
未払金	3,123
未払費用	4,136
未払法人税等	9,751
未払消費税等	1,941
賞与引当金	972
役員賞与引当金	41
PCB処理引当金	129
預り保証金	438
その他	7,614
固定負債	45,819
繰延税金負債	11,633
リース債務	29
退職給付に係る負債	3,636
役員退職慰労引当金	140
PCB処理引当金	236
資産除去債務	6,994
長期預り保証金	22,991
その他	157
負債合計	93,351
(純資産の部)	
株主資本	376,197
資本金	10,355
資本剰余金	14,122
利益剰余金	380,430
自己株式	△28,712
その他の包括利益累計額	19,525
その他有価証券評価差額金	19,854
土地再評価差額金	800
為替換算調整勘定	△121
退職給付に係る調整累計額	△1,008
非支配株主持分	13,458
純資産合計	409,181
負債・純資産合計	502,532

連結損益計算書 (2021年 3 月 1 日から 2022年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収入		228,367
営業原価		133,527
売上総利益		94,840
販売費及び一般管理費		54,891
営業利益		39,948
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,536	
持分法による投資利益	243	
為替差益	858	
その他	273	2,911
営業外費用		
支払利息	24	
自己株式取得費用	22	
その他	22	69
経常利益		42,790
特別利益		
固定資産売却益	5	
助成金収入	3,869	3,875
特別損失		
減損損失	425	
投資有価証券評価損	23	
固定資産解体費用	1,186	
臨時休業による損失	548	2,184
税金等調整前当期純利益		44,481
法人税、住民税及び事業税	13,489	
法人税等調整額	△46	13,443
当期純利益		31,038
非支配株主に帰属する当期純利益		1,470
親会社株主に帰属する当期純利益		29,568

計算書類

貸借対照表 (2022年2月28日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	141,680
現金及び預金	8,988
売掛金	9,888
リース投資資産	16,852
有価証券	40,607
たな卸資産	5,874
現先短期貸付金	53,999
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	133
その他	5,342
貸倒引当金	△6
固定資産	286,950
有形固定資産	133,266
建物及び構築物	61,930
機械装置及び運搬具	873
工具、器具及び備品	550
土地	65,375
建設仮勘定	4,537
無形固定資産	3,375
借地権	886
のれん	1,867
その他	621
投資その他の資産	150,308
投資有価証券	103,621
関係会社株式	41,533
関係会社長期貸付金	2,871
前払年金費用	1,021
差入保証金	822
その他	457
貸倒引当金	△18
資産合計	428,631

(単位：百万円)

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	97,568
買掛金	8,725
関係会社短期借入金	71,120
1年内返済予定の関係会社長期借入金	530
未払金	1,601
未払費用	2,365
未払法人税等	6,743
賞与引当金	291
役員賞与引当金	16
PCB処理引当金	129
その他	6,043
固定負債	37,937
関係会社長期借入金	3,185
繰延税金負債	10,007
退職給付引当金	1,588
PCB処理引当金	236
未払役員退職慰労金	23
資産除去債務	2,620
長期預り保証金	20,276
負債合計	135,505
(純資産の部)	
株主資本	274,611
資本金	10,355
資本剰余金	10,658
資本準備金	10,603
その他資本剰余金	54
利益剰余金	281,362
利益準備金	2,588
その他利益剰余金	278,773
土地圧縮積立金	367
建物圧縮積立金	51
別途積立金	120,465
繰越利益剰余金	157,890
自己株式	△27,764
評価・換算差額等	18,514
その他有価証券評価差額金	18,514
純資産合計	293,125
負債・純資産合計	428,631

損益計算書 (2021年 3 月 1 日から 2022年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収入		120,831
営業原価		69,602
売上総利益		51,229
販売費及び一般管理費		21,292
営業利益		29,936
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,998	
その他	336	3,335
営業外費用		
支払利息	29	
自己株式取得費用	22	
その他	7	59
経常利益		33,212
特別利益		
固定資産売却益	5	
抱合せ株式消滅差益	1,706	
助成金収入	663	2,376
特別損失		
投資有価証券評価損	23	
固定資産解体費用	1,186	
臨時休業による損失	218	1,428
税引前当期純利益		34,160
法人税、住民税及び事業税	9,590	
法人税等調整額	△334	9,256
当期純利益		24,903

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月8日

東宝株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中桐光康	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐瀬 剛	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東宝株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東宝株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月8日

東宝株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中桐光康	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐瀬剛	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東宝株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担、監査計画等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、インターネットを経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、当社の内部統制部門等から定期的に子会社の事業の報告を受けるとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についてインターネットを経由した手段も活用しながら報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月11日

東宝株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	沖	本	友	保	Ⓔ
監査等委員	小	林		節	Ⓔ
監査等委員	安	藤	知	史	Ⓔ
監査等委員	折	井	雅	子	Ⓔ

(注) 監査等委員 小林 節、安藤知史及び折井雅子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場：有楽町マリオン11階 ヒューリックホール東京



交通のご案内：

東京メトロ	銀座駅 有楽町駅 日比谷駅	銀座線 有楽町線 日比谷線	丸ノ内線 千代田線	日比谷線	C2出口 徒歩3分 A0出口 直結 A0出口 直結
都営地下鉄	日比谷駅	三田線			A0出口 直結
JR	有楽町駅	山手線			銀座口・中央口 徒歩3分

※駐車場のご用意はございませんので、公共の交通手段をご利用くださいますよう、
お願い申し上げます。

〒100-8415 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
東宝株式会社
TEL 03 (3591) 1214 (総務部)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。